

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

有田市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

和歌山県有田市長

公表日

令和8年8月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種事務
②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき予防接種の実施・予防接種履歴の管理を行う。 また、新型インフルエンザ等が発生した場合に、対象となる住民に対して予防接種、接種済証等の発行を行い、その結果を管理する処理を行う。
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバ、団体内総合利用番号連携サーバ、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表14・126の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条・第67条の2 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表 25・26・27・28・29・153の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	有田市役所 経営管理部総務課総務係 〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地 TEL 0737-83-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	有田市 福祉部健康推進課健康企画係 〒649-0304 和歌山県有田市箕島27番地 TEL 0737-82-3223
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人手を介在させる場合は複数人で確認作業を行うため対策は十分である。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	予防接種の結果は、システムに入力し管理している。予診票の紙媒体については施錠可能な状態で保管している。また、入力等で特定個人情報の取扱いに関して手作業が発生する場合は複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分である。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第19条第7号 別表第二 17・18・19の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第19条第7号 別表第二 16の2・17・18・19の項	事後	
平成28年10月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ	有田市役所 経営管理部総務課総務係 〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地 TEL 0737-83-1111	有田市役所 市民福祉部健康課保健指導係 〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地 TEL 0737-83-1111	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策	-	追加	事後	新様式への対応
令和3年2月1日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法に基づき予防接種の予診票発行、接種履歴の管理、市民からの問い合わせの回答を行っている。	予防接種法(昭和23年法律第68号)、新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき予防接種の予診票発行、接種履歴の管理、市民からの問い合わせの回答を行っている。	事前	
令和3年2月1日	3.個人番号の利用 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条(利用範囲)第1項 別表第一10の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条(利用範囲)第1項 別表第一10・93の2の項	事前	
令和3年2月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第19条第7号 別表第二 16の2・17・18・19の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第19条第7号 別表第二 16の2・17・18・19・115の2の項	事前	
令和3年12月9日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)、新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき予防接種の予診票発行、接種履歴の管理、市民からの問い合わせの回答を行っている。	予防接種法(昭和23年法律第68号)、新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき予防接種の予診票発行、接種履歴の管理、市民からの問い合わせの回答を行っている。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務として、ワクチン接種記録システム(VRS)へ接種対象者及び発行した接種券の登録を行い、接種実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。また、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和3年12月9日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、中間サーバ	健康管理システム、中間サーバ、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年12月9日	3. 個人番号の利用 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条(利用範囲)第1項 別表第一10・93の2の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条(利用範囲)第1項 別表第一10・93の2の項 第19条(特定個人情報の提供の制限)第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 第19条(特定個人情報の提供の制限)第6号(委託先への提供)	事後	
令和3年12月9日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	事後	
令和3年12月9日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	-	特に力を入れている	事後	
令和7年2月28日	3. 個人番号の利用 法律上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条(利用範囲)第1項 別表第一10・93の2の項 第19条(特定個人情報の提供の制限)第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 第19条(特定個人情報の提供の制限)第6号(委託先への提供)	番号法第9条第1項及び別表14・126の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条・第67条の2 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和7年2月28日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第19条第7号 別表第二 16の2・17・18・19・115の2の項	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表 25・26・27・28・29・153の項	事後	
令和7年2月28日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民福祉部健康課	市民福祉部健康推進課	事後	
令和7年2月28日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ 連絡先	有田市役所 市民福祉部健康課保健指導係 〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地 TEL 0737-83-1111	有田市役所 市民福祉部健康推進課健康企画係 〒649-0304 和歌山県有田市箕島27番地 TEL 0737-82-3223	事後	

令和7年2月28日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	
令和7年2月28日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	
令和7年2月28日	Ⅳ リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年2月28日	Ⅳ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 目的を超えた紐づけ、事務に必要な情報との紐づけが行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年2月28日	Ⅳ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年2月28日	Ⅳ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年2月28日	Ⅳ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年2月28日	Ⅳ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年2月28日	Ⅳ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年2月28日	Ⅳ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年2月28日	Ⅳ リスク対策 8. 入手を介在させる作業	－	新規	事後	新様式への対応
令和7年2月28日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	－	新規	事後	新様式への対応
令和7年12月18日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務として、ワクチン接種記録システム(VRS)へ接種対象者及び発行した接種券の登録を行い、接種実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。また、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う	予防接種法(昭和23年法律第68号)、新型コロナウイルス感染症対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき予防接種の実施・予防接種履歴の管理を行う。 また、新型コロナウイルス等が発生した場合に、対象となる住民に対して予防接種、接種済証等の発行を行い、その結果を管理する処理を行う。	事後	
令和7年12月18日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、中間サーバ、ワクチン接種記録システム(VRS)	健康管理システム、中間サーバ、団体内総合利用番号連携サーバ、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	追加漏れ
令和7年12月18日	5. 評価実施機関における担当部	課長	健康推進課長	事後	追加漏れ
令和7年12月18日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	有田市役所 市民福祉部健康推進課健康企画係 〒649-0304 和歌山県有田市箕島27番地 TEL 0737-82-3223	有田市 市民福祉部健康推進課健康企画係 〒649-0304 和歌山県有田市箕島27番地 TEL 0737-82-3223	事後	追加漏れ

令和7年12月18日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	9) 従業者に対する教育・啓発	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	
令和7年12月18日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年12月18日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員（会計年度職員も含む。）等に対して、研修を実施しているため対策は十分である。	予防接種の結果は、システムに入力し管理している。予診票の紙媒体については施錠可能な状態で保管している。また、入力等で特定個人情報の取扱いに関して手作業が発生する場合は複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分である。	事後	
令和7年12月18日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	有田市役所 経営管理部総務課総務係	有田市役所 経営管理部総務課総務管財係	事後	
令和8年8月25日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	市民福祉部健康推進課	福祉部健康推進課	事後	
令和8年8月25日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	有田市役所 経営管理部総務課総務管財係 〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地 TEL 0737-83-1111	有田市役所 経営管理部総務課総務係 〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地 TEL 0737-83-1111	事後	
令和8年8月25日	I 関連情報 8.特定個人情報の取扱いに関する問合せ 連絡先	有田市役所 市民福祉部健康推進課健康企画係 〒649-0392 和歌山県有田市箕島27番地 TEL 0737-83-1111	有田市役所 福祉部健康推進課健康企画係 〒649-0392 和歌山県有田市箕島27番地 TEL 0737-83-1111	事後	